議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第3号、多度津町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部 改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、三谷君。

建設課長(三谷 勝則)

議案第3号、多度津町風致地区内における建築等の規則に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

平成29年5月19日に当該条例の行為の制限に関連する独立行政法人水資源機構法の一部が改正され、その引用条文に号ずれが生じたことによる改正を行うものでございます。 改正内容につきましては、1ページをご覧下さい。

別表第1の下線部は、「第4号」を「第5号」に改めるものでございます。

次に2ページの下線部は、「多度津町文化財保護条例(昭和42年多度津町条例第19号) 第12条第1項」を「多度津町文化財保護条例(平成28年多度津町条例第7号)第4条第 1項」に多度津町文化財保護条例の改正に併せ改めるもでございます。

また、附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」と規定するものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第3号、多度津町風致地区内における建築等の規則に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。